

(一)

定

- (一) 儀、宮本「義」に作る
- (二) ひ、館本
- (三) こ、宮本、館本脱
- (四) せ、館本「を」に作る
- (五) 乗の下、宮本、館本「り」あり
- (六) 儀、同上
- (七) 買、館本「賣」に作る
- (八) 儀、同上
- (九) 夜の下、宮本「之」あり
- (一〇) き、宮本、館本「く」に作る

一御用にて道中往來之面々 御朱印人馬之外、添人馬多く相立候由相聞候、前々も申達候通、無用之添人馬出させ候儀堅く可爲停止候、御朱印員數之外ニ可入人馬之分ハ、御定之賃錢無相違急度相拂はせ可被申事、一御用に付て往來之面々、或は在番或は諸大名惣て道中往來之輩、人馬割之役人可有之事候間、御朱印人馬并賃人馬可入ほと相立させ、賃人馬之分は賃錢無相違拂ひ候様ニ、人馬割役之者問屋場ニ相殘し、委細遂吟味候様ニ可被申付候、其外之家來又は雇之もの共私ニ人馬駕籠出し候様ニ申懸候共、役人之斷無之候は、一切差出間敷由宿々問屋場にて相斷候様に可被申付候、道中之ものともこも右之通可心得旨申渡候事、一往來之面々其家來并末々雇之通人足、近年ハ主人之權威を以、道中にて非分之仕方等有之、或は下々可持道具をも人足ニ持セ、其ものハ馬駕籠ニ乗、或ハ賃錢をも不拂もの共有之由相聞候、向後ハ右之類之不屈無之様ニ、雇人足ハ不及申、其請負之もの迄急度申付、可召連候、自今以後、不法之族も於有之は、道中宿々にて改之、家來并雇之ものたり共、其所に留置、早速道中奉行え相訴候様に申渡候間、其旨を可被存事、

一往來之面々家來并雇之者に至るまで、駄賃旅籠錢等無相違様拂候様に急度可被申付候、旅籠錢等或は不相應に減し候て相渡し、或は無相違請取候由證文仕らせ、相拂はさる輩も有之由相聞候、向後右之通之儀共於有之は、是又早速道中奉行え可申訴之由、宿々え申渡候之間、可有其心得事、一諸荷物貫目之儀、御定之通無相違様に可被申付候、今度荷物貫目相改候場所定り、若御定より重き荷物於有之は、御用之荷物之由申とも繼送るへからさる旨申付、其外宿々え申渡候間、其心得可有之、且又在番之面々京、大坂、駿府三度飛脚荷物、近年ハ貫目重くかさ高成荷物有之、夜通シも往來之由相聞候、飛脚請負之もの其外商人之荷物ましへさる様ニ堅く被申付、尤在番之面々自分之荷物も御定之通を以、猥に貫目重き荷物差出さる間敷候、古來より夜通シの飛脚ハ猥に相通らさる定に候間、向後無據子細にて夜通シの飛脚出し候ハ、番頭え其旨を達し、番頭之證文を以差出さるへく候、飛脚請負之者共こも此等之趣急度可被申付候、道中にて其心得を以改之、若貫目重き荷物有之か、又は證文無之、夜通シ相通り候ハ、押置、早速道